

### 押さえておきたい基礎的事項

わが国で家庭の事情により施設や里親の元で養育される社会的養護を要する子どもの数は約4万5千人にのぼり(平成29年12月)、その8割が乳児院や児童養護施設等で養育され、里親の元で家庭的に養育される子どもは2割以下である<sup>1)</sup>。厚生労働省は平成28年8月、「7年以内に6歳以下の未就学児の75%を里親委託、特別養子縁組の成立件数を5年間で2倍の1000件に」という数値目標を掲げたが<sup>2)</sup>、推進策は進んでいない。

わが国の制度では、里親には「養育里親(専門里親を含む)」、「養子縁組里親(養子縁組によって養親となることを希望する里親)」、および「親族里親」の3つがある<sup>3)</sup>。専門里親は、心身の障害、非行などの問題や身体障害、精神障害等がある児童を養育する里親である<sup>3)</sup>。養子縁組には「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の2つの制度があり、わが国では従来、養子縁組は主に家の存続のために行われていた。「特別養子縁組」は家庭で養育することが困難な子どもの福祉のための制度で、子どもと産みの親との親子関係を解消し、育ての親と法的に実子同様の親子関係を結ぶ。このような子どもと里親・養親とを繋ぐ機関として、児童相談所と養子縁組民間あっせん機関とがある。

里子の医療費は全額が公費負担される。里子は児童相談所より発行される医療(受診)券を持って受診するが、この制度を医療機関側が知らない事により、診療を断られることもある<sup>4)</sup>。医療機関の無理解は、急を要する受診の際、障壁になる可能性があるため、受付や会計等の医療機関のスタッフも知っておくべきである。

### 健康課題としての重要性

児童虐待は年々増加しており、社会的養護を要する子どもたちの支援は急務である。このような子どもたちの里親等の家庭的な環境での養育を推進するために、里子・養子のいる家庭の子どもと親の支援は重要である。社会的養護を要する子どもの中には、出生前のアルコール、薬物暴露の影響や愛着障害や発達障害により、“育てにくい子ども”が多いことも知られており、子どもの成長過程において医療と福祉との連携による切れ目のない支援が必要である。

### 健診での注意点

低身長・低体重などの子どもの体格の問題、ならびに不適切な養育経験による情緒・行動の問題の評価が必要である。里子・養子の中には、母親が妊娠中に摂取したアルコールや薬物等の出生前の有害物質暴露の影響や、実親からの見捨てられ経験、ネグレクト、暴力等を反映する行動を示すことがある<sup>5)</sup>。それにより、標準的な発達より遅れが見られることや、実年齢より幼い子どものように振るまう場合もある。乳幼児期に必要な刺激やコミュニケーションが不足していた場合や、トラウマ的な環境下で育てられた場合、子どもの認知およびコミュニケーション能力に影響が及び、子どもの発達の広い範囲で、定型発達とは異なる様相が見られる場合がある。

### フォローアップ方針

身長・体重の定期的フォローと発達行動面のフォローが必要である。低身長・低体重が見られる場合、ネグレクトによるものであれば適切な食事と家庭的養育によりキャッチアップするか否かを観察する。里親・養親は引き取った子どもの低身長・低体重に不安を抱いている場合が多い<sup>4)</sup>。小児科医はその相談に乗るとともに必要に応じて精査を行う。

多動や衝動的な行動により、幼児期に発達障害が疑われる場合も多い。実親も発達障害を持つ等、遺伝的要因を有する場合もあるが、乳幼児期の不適切なかかわりによる愛着障害の可能性もあるので、引き取られた子どもと里親・養親に継続的にかかわり、受け入れた子どもの変化を見守る必要がある。

身体面、発達行動面の成長の評価には、家族歴や発達歴の情報が重要である。しかし多くの場合、里親や養親に開示される実親や新しい家庭に入る以前の子どもの健康状態に関する情報は限られている。里親や養親は、家族歴や子どもの既往歴も分からないことが多く、そうした中で子育てをし、急病に対応している。小児科医、特に地域医療に携わる小児科医は、子どもが地域の家庭に迎え入れられて以降の子どもの身体面と行動発達面について、定期的な観察を行い、不安が多い親の相談に乗って苦労をねぎらい、小児科医の立場からのアドバイスを行い、継続的に親と子をフォローするのが望ましい。そして必要に応じて、専門機関への紹介や福祉との連携を行う。

### 本人と家族に対して今後注意すべき点などのアドバイス(Anticipatory Guidance)

里親・養親に対しては、子どもの身体面、発達行動面の成長に関して不安を抱いていることが多いため、普段から些細なことでも小児科医に相談して良いことを伝える<sup>6)</sup>。

本人への告知に関しては、養子として迎えられた子どもは3歳ごろまでは自分と養親との違いには気がつかないとされるものの、徐々に気づくようになる。養子であることを隠すのではなく、子どもの生い立ちと養子となるに至った様々な経緯を適切な言葉を使って話すことは、養子という概念を早い段階から子どもに考えさせるきっかけにつながる。それにより一時的に喪失感や自尊心低下が見られる場合があり、また思春期になるとアイデンティティの問題に直面することもある。しかしそのようなことも見越した上で、子どもに真実を伝えることが重要であり、告知時期は幼児期が望ましい。

#### 【引用文献】

1. 厚生労働省子ども家庭局, “社会的養護の現状について(参考資料) 平成29年12月”, 厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf>. (参照2020-11-23)
2. 厚生労働省新たな社会的養育の在り方に関する検討会, “新しい社会的養育ビジョン”, 厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>. (参照2020-11-23).
3. 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課, “里親制度(資料集)”, 厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000358499.pdf>. (参照2020-11-23).
4. 石崎優子, 他. (2020) 里親制度への医療機関の理解度と里親・養親が小児医療従事者に望むこと. 日児誌. 124, 879-875.
5. American Academy of Pediatrics. Promoting Family Support. Bright Futures. Fourth edition. Pp41-64, 2017
6. 石崎優子, 他. (2020) 小児科医の里子・養子の診療経験ならびに里親・養親支援に関する意識調査. 大阪小児科医会会報. No.195, 26-33.

#### 【参考文献】

- Jones VF and Schulte EE. (2019) Comprehensive health evaluation of the newly adopted child. Pediatrics. 143(5):e20190657.